

平成二十八年十月四日受領  
答弁第一一一号

内閣衆質一九二第一一号

平成二十八年十月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出麻しん（はしか）の予防接種及びMRワクチンの供給状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出麻しん（はしか）の予防接種及びMRワクチンの供給状況に関する質問に  
対する答弁書

一について

現時点において、乾燥弱毒生麻しん混合ワクチン（以下「MRワクチン」という。）については、製造販売業者及び卸売販売業者との連携を密にしてMRワクチンの需給状況の把握に努めており、我が国全体としては、MRワクチンの不足が生じない見込みであると認識しているが、一部の地域や医療機関での偏在等が懸念されると考えている。そのため、都道府県及び医療関係者等に対して「麻しんの広域的発生に伴う乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの供給に係る対応について」（平成二十八年九月九日付け厚生労働省健康局健康課及び結核感染症課事務連絡。以下「事務連絡」という。）を発出し、一部の地域や医療機関でのMRワクチンの偏在等が生じないように必要な対応を依頼している。

二について

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づかない麻しんの予防接種（以下「任意接種」という。）を受ける者の数を事前に予測することは困難であるが、現時点において、同法第五条第一項の規定

による麻しんの定期の予防接種（以下「定期接種」という。）及び任意接種に使用するMRワクチンについて、不足が生じない見込みであると認識している。

### 三及び四について

厚生労働省としては、生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者に行う定期接種及び五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日まで間にあるものに行う定期接種のそれぞれについて、確実に実施することが重要と考えている。また、現時点において、我が国全体としては、MRワクチンの不足が生じない見込みであると認識している。このため、事務連絡において、定期接種の確実な実施に努めるよう求めているところである。

### 五及び六について

現時点において、我が国全体としては、定期接種及び任意接種に使用するMRワクチンについて、不足が生じない見込みであると認識しているが、厚生労働省としては、MRワクチンの需給状況を踏まえつつ、適切な対応をとるよう努めてまいりたい。